

教県第579号
平成22年8月6日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

「職員の育児休業等に関する条例」、「職員の育児休業等に関する規則」
及び「埼玉県立学校職員服務規程」の一部改正について（通知）

「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年埼玉県条例第33号）」
及び「職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（平成22年埼玉県人事委員会規則18-7）」が平成22年8月6日に公布され、同日、別紙1及び別紙2のとおり施行されました。

それにともない「埼玉県立学校職員服務規程（昭和32年埼玉県教育委員会規則第8号）」
の一部を改正し、平成22年8月6日から別紙3のとおり施行することとなりました。

今回の改正は、急速な少子化に対応するため、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備することを目的として、平成21年11月30日に「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」の一部が改正され、平成22年6月30日に施行されことに伴い、その手続等を定めることを目的とするものです。

つきましては、改正の趣旨を踏まえ、職員が仕事と家庭生活の両立をしやすい職場づくりに御配意願います。

なお、改正の概要等は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

（1）「職員の育児休業等に関する条例」の一部改正

ア 職員の配偶者が、育児休業等により常態として子の養育にあたれる場合でも、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認の請求をできることとした。（第2条、第5条、第10条、第14条及び第30条関係）

イ 子の出生の日から57日間の期間内に育児休業を取得した職員については、特別な事情がなくても、再度の育児休業をすることとした。（第2条の2関係）

ウ 夫婦が交互に育児休業又は育児短時間勤務をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業又は育児短時間勤務をした後3月以上経過し

た場合に、再度の育児休業又は育児短時間勤務をすることとした。（第3条関係）

（2）「職員の育児休業等に関する規則」の一部改正

ア 育児短時間勤務承認請求書の記載事項を整備した。（第5条関係）

イ その他規定の整備

（3）「埼玉県立学校職員服務規程」の一部改正

ア 当該職員以外の当該子の親が常態として当該子を養育できることとなったときに、育児休業等変更届を提出することとする規定を削除した。（第17条の3関係）

イ 様式の整備（別表第8の2～別表第8の6関係）

2 留意事項

今回の改正で、「職員の育児休業等に関する条例」第2条の育児休業をすることができない職員に関する規定から「非常勤職員」及び「臨時的に任用される職員」が削除されたが、これは取扱いを改めたのではなく、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の規定との重複がないよう、条文の整理を行ったためである。

「非常勤職員」及び「臨時的に任用される職員」は従前どおり、育児休業をすることはできないので注意すること。

3 施行期日

公布の日（平成22年8月6日）